



平成18年5月10日

各 位

会 社 名 三菱レイヨン株式会社
代表者名 取締役社長 皇 芳之
(コード番号 3404 東証・大証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 立林 康巨
(TEL. 03 - 5495 - 3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成18年5月1日の会社法(平成17年法律第86号)施行に伴い、その対応その他経営の安定を目的として次のとおり定款の一部を変更いたします。また、この変更併せて、定款全体の様式を変更いたします。

(1) 単元未満株主の権利(定款変更案第8条)

定款の定めをもって単元未満株式について行使することができる権利を定めることが認められたことから、単元未満株式の権利を単元株式と比して相当の範囲とするよう、第8条を新設します。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示(定款変更案第18条)

会社法施行規則等の定めにより、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することが可能となりました。現行の郵送による方法にこのインターネットによる開示方法を用意し、膨大な情報、緊急時の対応等を考慮し、第18条を新設します。なお、当面郵送によるご提供を取り止めることは考えておりません。

(3) 取締役の員数(定款変更案第23条)

取締役の員数につきましては、平成13年に30名から20名に減員いたしましたが、現在の員数及び今後の事業のポートフォリオ等も勘案し、15名とさせていただくものです。なお、当社は、取締役の任期は既に1年と規定しており、企業買収への対応を想定したものではありません。

(4) 取締役会の決議方法(定款変更案第29条)

取締役会の決議要件を明定するとともに、いわゆる書面決議を認めることで、緊急時、その他議案の内容に応じた臨機応変な対応を可能とすると共に、取締役会における慎重な審議に資するよう、法令の要件の下で、書面決議・電磁的記録による決議を採用いたします。

(5) 取締役及び監査役の責任の一部免除(定款変更案第30条及び第38条)

取締役及び監査役がその職務を遂行するにあたり、その能力を萎縮することなく発揮し、期待される役割を十分に果たし得るよう、法令に定める要件に該当する場合に限り、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任の一部免除する規定を新設いたします。なお、第30条の新設については、各監査役の同意を得ております。

(6) その他会社法施行等に伴う変更

前記の外、新たな機関として会計監査人を第6章に規定し、株券の発行等会社法に基づく必要な規定の新設、不要となる規定の削除を行うとともに、会社法の規定の文言、言い回しに合わせる外、規定の整序変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 本社は、三菱レイヨン株式会社と称する。英文では、Mitsubishi Rayon Company, Limited とする。</p> <p>(目 的) 第2条</p> <p>(本店の所在地) 第3条</p> <p>(公告の方法) 第4条 本社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社の発行する株式の総数) 第5条 本社の発行する株式の総数は、12億株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 本社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(单元未満株式) 第7条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>本社は、<u>1单元未満の株式</u>（「单元未満株式」という。以下同じ。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>本社の<u>单元未満株式を有する株主</u>（実質株主を含む。）は、その单元未満株式と併せ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 本社は、三菱レイヨン株式会社と称する。英文では、Mitsubishi Rayon Company, Limited と表記する。</p> <p>第2条 (目 的) (省 略)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (省 略)</p> <p>第4条 (公告方法) 本社は、<u>電子公告を公告方法とする</u>。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行可能株式総数) 本社の発行<u>可能株式総数</u>は、12億株とする。</p> <p>第6条 (单元株式数) 本社の<u>单元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行)</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 本社は、株式に係る株券を発行する。</u><u>2 前項の規定にかかわらず、本社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。 <p style="text-align: right;">(第9条として新設)</p>

現行定款

て1単元の株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。

(新 設)

(新 設)

(株式取扱規則)

第8条 株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第9条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。

変更案

第8条（単元未満株主の権利）

本会社の単元未満株式を有する株主（株式会社証券保管振替機構に株券を預託している株主である実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款第9条に定める権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利（剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等）

第9条（単元未満株式の買増し）

本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めに従い、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

第10条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

1 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 本会社の株主名簿（株式会社証券保管振替機構に株券を預託している実質株主の名簿である実質株主名簿を含む。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、これらへの記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わ

現行定款

(株主等の届出)

第10条 株主（実質株主を含む。以下同じ。）及び登録質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。

外国に居住する株主及び登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。

前2項に定める届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

(基準日)

第11条 本会社は、毎年3月31日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、予め公告して、一定の日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録質権者をもって、株主又は登録質権者の権利を行使すべき者とする。

(自己株式の取得)

第12条 本会社は、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(新 設)

(新 設)

変更案

せ、本会社においては、これを取り扱わない。

第12条（株主等の届出）

- 1 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、株式取扱規則の定めに従い、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。
- 2 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めに従い、届け出なければならない。
- 3 前2項に定める届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

(第15条として新設)

(削 除)

第13条（自己の株式の取得）

本会社は、取締役会の決議により、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第14条（招 集）

定時株主総会は、毎年6月30日までに招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集地）

本会社の株主総会の招集地は、東京都各区内とする。

現行定款

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に差支があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代る。

(新 設)

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を以て行う。

商法第343条の定める方法による決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、議決権を行使することができる他の出席株主に委任して、その議決権を行使することができる。

(新 設)

(新 設)

変更案

第17条 (招集者及び議長)

1 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に差支があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代る。

第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)

本会社は、株主総会の招集通知を発する時から当該株主総会終了後3ヶ月間、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項を、本会社のホームページにて開示することができる。

第19条 (普通決議)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第20条 (特別決議)

前条の規定にかかわらず、会社法第309条第2項各号に掲げる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条 (議決権の代理行使)

1 株主又はその法定代理人は、1名の代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主、その法定代理人又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第22条 (議決権の不統一行使の通知方法)

他人のために株式を有する株主が、その有する議決権を統一しないで行使しようとする場合は、当該株主は、株主総会の日の3日前までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びそ

現行定款

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 本会社に取締役20名以内を置く。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、累積投票によらない。

(第2項から分離)

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時を以て終了する。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役を以て組織し、本会社の業務の執行に関し議決するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により定める。

代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより会社の業務を執行する。

取締役会の決議を以て、取締役会長及び取締役社長各々1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各々若干名を定めることができる。

変更案

の理由を本会社に書面にて通知しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第23条 (取締役の員数)

本会社に取締役15名以内を置く。

第24条 (取締役の選任)

1 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の決議は、累積投票によらない。

第25条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第26条 (取締役会)

取締役会は、すべての取締役をもって組織し、本会社の業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(第28条に移動)

第27条 (代表取締役及び役付取締役)

1 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各々1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各々若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
<p><u>取締役会の決議を以て、相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(第21条)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第28条（取締役会の招集） <u>取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その招集通知は、他の取締役及び各監査役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会の決議方法） <u>1 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>2 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第30条（取締役の責任の一部免除） <u>本会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の本会社に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に限り、取締役会の決議により、その賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第23条 本会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条（監査役の員数） 本会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>第32条（監査役の選任） <u>1 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条（監査役の任期）</p>

現行定款

第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時を以て終了する。

補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第27条 監査役会は、監査役を以て組織し、法令に定める権限を有する外、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(第26条)

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

変更案

1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(第35条に移動)

第34条 (監査役会)

監査役会は、すべての監査役をもって組織し、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

第35条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条 (監査役会の招集)

監査役会は、各監査役が招集し、その招集通知は、他の監査役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

第37条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第38条 (監査役の一部免除)

本会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の本会社に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に限り、取締役会の決議により、その賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 会計監査人

第39条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会において選任する。

現行定款**変更案****第6章 計 算**

(営業年度及び決算期)

第29条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

(利益配当)

第30条 利益配当金は、毎年3月31日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録質権者に支払う。

(中間配当)

第31条 本会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録質権者に中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第32条 利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から3年を経過したときは、本会社は、その支払の義務を免れる。

以 上

第40条 (会計監査人の任期)

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算**第41条 (事業年度)**

本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条 (期末配当)

本会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

第43条 (中間配当)

本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

第44条 (除斥期間)

剰余金の配当については、その支払開始の日から3年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。

以 上